

公立大学法人宮城大学における公的研究費の不正使用防止 対策に関する基本方針

学 長 決 定

平成 27 年 3 月 25 日

(趣旨)

第1 この基本方針は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定，平成26年2月18日改正）の趣旨を踏まえ，公立大学法人宮城大学（以下「本学」という。）における公的研究費について，不正使用を防止し，適正な運営・管理を行うために必要な事項を定めるものとする。

(機関内の責任体系の明確化)

第2 本学における公的研究費を適正に運営及び管理するために，「最高管理責任者」，「統括管理責任者」及び公的研究費の取扱いに関する「コンプライアンス推進責任者」を置き，各責任者が不正防止対策に関して機関内外に対して責任を持ち，積極的に推進するとともに，その役割，責任の所在・範囲と権限を明確化し，責任体系を学内外に周知・公表する。

(適正な運営・管理の基盤となる環境の整備)

第3 公的研究費の不正な使用が行われる可能性が常にあるという前提の下で，不正を誘発する要因を除去し，十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図る。

(1) ルールの明確化・統一化

公的研究費に係る事務処理手続に関する明確なルールを定め，統一的な運用を図るとともに，公的研究費の運営・管理に関わる全ての教職員に分かりやすく周知する。

(2) 職務権限の明確化

公的研究費の事務処理に関する教職員の権限と責任について明確に定め，職務権限及びこれに基づく決裁手続を明確に定める。

(3) 関係者の意識向上

公的研究費の運営・管理に関わる全ての教職員に対して，本学の不正対策に関する方針やルール等に関するコンプライアンス教育を実施し，受講者の受講状況及び理解度を把握するとともに，関係する規則等を遵守する旨の誓約書の提出を求める。

(4) 告発等の取扱い，調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

公的研究費の不正使用に関する告発等があった場合の調査の体制と手続，及び懲戒に関する規程を整備するとともに，公正で透明性の高い運用を図る。

(不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施)

第4 公的研究費の不正使用を未然に防止するため，不正を発生させる要因に対応した具体的な不正防止計画を策定し，防止計画推進部署を中心に機関全体で推進することにより，不正の発生を防止する。

(研究費の適正な運営・管理活動)

第5 不正防止計画を踏まえ，取引業者との癒着を防止するとともに，発注・検収業務に関して実効性のあるチェックシステムを構築，運用し，適正に予算を執行する。

(1) 予算の執行管理

予算執行の遅延、年度末の集中執行等の状況や原因を適切に把握し、必要に応じ改善策を講ずる。

(2) 事業者との間の不正な取引の防止

不正に関与した事業者に対する処分方針を周知するほか、不正な取引に関与しないことなどを盛り込んだ誓約書を事業者から徴収し、教職員と事業者との癒着を防止する対策を講ずる。

(3) 事務局によるチェック体制の確立

物品調達等に係る発注・検収、非常勤雇用者の雇用管理、出張用務の目的や旅費受給額の適切性の確認などに関して、事務局による実質的な管理やチェックが有効に機能するシステムを構築し、運用する。

(4) 換金性の高い物品の適切な管理

パソコン、タブレット型コンピュータ、カメラ、テレビ、録画機器、金券類を始め、換金性の高い物品については、所在を記録するなど適切に管理する。

(情報発信・共有化の推進)

第6 研究費の使用に関するルール等の相談窓口を事務局に設置するほか、研究費の不正防止に向けた基本方針等を外部に公表する。

(モニタリングの在り方)

第7 研究費の適正な管理のため、コンプライアンス推進責任者や防止計画推進部署による実効性のあるモニタリング体制を整備・実施するとともに、内部監査においては、防止計画推進部署と連携して不正発生のリスクに対する重点的かつ機動的な監査（リスクアプローチ監査）を実施する。